



GRIPS文化政策ケース・シリーズ

兵庫県立芸術文化センター¹

はじめに

阪神・淡路大震災から10年、震災からの復興のシンボル、文化復興のシンボルとして兵庫県立芸術文化センターは2005年10月にオープンした。

英語表記では **Hyogo Performing Arts Center** とあるように、舞台芸術専門の劇場である。大ホール（2,001席）、中ホール（800席）、小ホール（417席）の3つのホールを有し、コンサート、オペラ、バレエ、演劇など舞台芸術の新しい発信拠点として建設された。2002年に工事が着工、2005年に竣工、総事業費は約200億円。大阪からの交通アクセスも便利な西宮市に位置している。またセンター専属オーケストラである兵庫芸術文化センター管弦楽団も共に創設された。現在は、センター事業費14.7億円、楽団費6.9億円、管理運営費9.4億円（2008年度当初予算）で運営されている。

芸術監督に指揮者・佐渡裕を迎え、アイデアに富んだコンサート・プログラムを展開するセンターは開館4年目にしてユニークな存在感を放っている。

1. 兵庫県立芸術文化センター設立までの経緯²

芸術文化センター設立の経緯は、1988年兵庫県において第3回国民文化祭が開催されたことに遡る。この時、モニュメントとして劇場建設が提起されたことから、芸術文化センターの基本構想が始まった。

1991年に芸術文化センターの運営主体を想定して、財団法人兵庫現代芸術劇場が設立され、芸術監督に劇作家・山崎正和氏が就任する。そして1993年に基本設計が実施されるが、1995年の阪神・淡路大震災によって、設計等の一時中断を余儀なくされる。再スタートしたのは、3年後の1997年である。

1999年、財団法人兵庫現代芸術劇場と財団法人兵庫県文化協会とが統合し、財団法人兵庫

¹本稿は垣内恵美子（本学文化政策プログラム教授）、奥山忠裕（本学研究助手）、川口夏織（本学客員研究員）が2008年7月31日に兵庫県立芸術文化センターに対して行ったインタビューをもとに構成されている。インタビューは事務局長 藤村順一氏、ゼネラルマネージャー兼事業部長・楽団部長 林伸光氏、事業部制作担当課長 山口昭彦氏に対して実施した。

²兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間3年間の総括』（2008年7月）、兵庫県芸術文化協会（<http://hyogo-arts.or.jp/>）

県芸術文化協会が設立され、兵庫県の文化施設の管理運営が委託されるが、その際に芸術文化センター推進室が設置される。財団法人兵庫県芸術文化協会は開館の年 2005 年に芸術文化センターの指定管理者に指定されている。

また開館にさきがけて、ソフト先行事業（舞台芸術公演）も早い段階からハード事業と並行して取り組まれており、1990 年に「ひょうごインビテーション」（国内外の優れた青少年の芸術団体を招き、低料金での鑑賞、交流、指導の機会を提供）が開始されたのをはじめ、1992 年に「ひょうご舞台芸術」（演劇を中心に、質の高い舞台芸術作品を独自に企画、制作、上演するシリーズ）、2000 年に「ひょうごオリジナル音楽公演」が開始されている。

2002 年、佐渡裕氏が芸術監督に就任し、2005 年 10 月、芸術文化センターのオープンと共に兵庫芸術文化センター管弦楽団がデビューを飾った。

公演入場者数は開館年度の 2005 年度で 10 万人を突破し、2007 年 11 月までに 100 万人に達している³。

2. コンセプトと事業内容

1) コンセプト

芸術文化センターは、事業展開と施設運営について、それぞれ次のようなコンセプトを定めている⁴。

<事業展開のコンセプト>

- ① 多彩な舞台芸術の『創造・発信』
- ② 芸術性豊かなものから親近感に富むものまで『幅広いニーズ』に応える上演
- ③ 舞台芸術の『普及』・県民の創造活動支援

<施設運営のコンセプト>

- ① 創造・発信する劇場として自主企画事業を中心に運営
- ② 専門性の高い劇場（機能・設備・スタッフ）の特性が生かせる公演の利用促進
- ③ 県民の多様な創造活動の発表の場、劇場空間への親しみ・交流機会を通じて裾野拡大
- ④ フレキシブルで使い勝手のよい運営、開放性と賑わいで街づくりの一翼を形成

このコンセプトにのっとり、次のような事業が展開されている⁵。

³ 兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間 3 年間の総括』（2008 年 7 月）

⁴ 兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間 3 年間の総括』（2008 年 7 月）

⁵ 兵庫県立芸術文化センター (<http://www1.gcenter-hvogo.jp/svsfile/center/top.html>)

2) 事業内容

(1) 芸術文化センター事業

① 自主企画・プロデュース公演

佐渡芸術監督が、大人から子どもまで劇場体験のすばらしさを知ってもらえるよう企画、プロデュースした「芸術監督プロデュースオペラ・コンサート公演」は、芸術文化センターの「顔」といえる事業であり、かつプロデュース・オペラという分野では全国的にも珍しい長期公演を実現している。

また、中ホールでは、「ひょうご舞台芸術」事業で培われてきたネットワークを活用してセンターが企画・プロデュースする演劇公演が上演されたり、センター開館前からのソフト先行事業のノウハウが生かされている。

② 招聘・提携・共催事業

大ホールでは、大規模舞台芸術専門劇場としての特性を活かし、「ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団」「メトロポリタン歌劇場」「ボリショイ・バレエ団」など世界一流のオーケストラやオペラ、バレエなどの上演を行っている。また中ホールでは、他劇場との共同制作や県民創作オペラをはじめ、演劇、ミュージカルや古典芸能などを中心に上演され、小ホールでは、リサイタル、室内楽、ジャズ、世界の音楽などを中心に、海外一流アーティストから地元を拠点に活躍する演奏家など、様々な公演が上演されている。

③ 舞台芸術の普及・県民の創造活動支援

人気・実力を兼ね備えた国内演奏家や国外アーティストを招いた親しみやすいプログラムで、かつ低額（2,000円程度）に入場料を設定した「プロムナード・コンサート」、入場料を500円に設定した「ワンコインコンサート」、「ワンコイン・ジャズ」などにより、地域の人々が気軽に鑑賞できるような公演を上演し、ファン層の裾野の拡大を目指している。「ワンコインコンサート」等の出演者候補は、2006年9月に設置された「音楽事業アドバイザー会議」で兵庫・関西ゆかりの若手アーティストの登用が図られている。

県民の創造活動支援としては、県民創作公演、県の「舞台芸術団体フェスティバル」、兵庫県立ピッコロ劇団の公演などが行われている。

(2) 兵庫芸術文化センター管弦楽団事業⁶

センターと共に創設された専属オーケストラ、兵庫芸術文化センター管弦楽団は、佐渡芸術監督の下、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、ベルリン、ロンドン、ウィーン、パリなど世界各地で行われたオーディションにより選ばれた。メンバーの半数が外国人であり、また20代～30代を中心とした若いプレーヤーという構成である。「世界一フレッシュでインターナショナルなオーケストラ」を目指し、芸術文化センターを拠点に様々な公演を行って

⁶ 兵庫芸術文化センター管弦楽団 (<http://hpac-orc.jp/index.php>)

いる。

① 演奏活動

大ホールでは、佐渡裕芸術監督をはじめ、世界的な客演指揮者やソリストを招聘し、古典から現代曲まで幅広いレパートリーを上演する「定期演奏会」と、名曲コンサート、ポップスコンサート等親しみやすい内容の公演を実施し、幅広い観客ニーズに応じてファンの開拓・裾野拡大を狙う「特別公演」を上演。小ホールでは室内楽演奏会を様々な編成、レパートリーで開催している。また、佐渡芸術監督のプロデュースする「芸術監督プロデュース・オペラ」等でも演奏している。

② 普及活動

兵庫県内の中学 1 年生を対象に、本格的な劇場で本物のオーケストラ演奏に親しむ体験事業として「わくわくオーケストラ教室」を 40 公演行っている。またコアメンバーによる演奏グループを編成し、県内各地へ出前演奏会を実施するなど、アウトリーチ活動も行い、県下全域・県民各層への音楽文化の普及・浸透をめざしている。

(3) 普及事業

芸術文化センターの運営で非常に特色があると思われるのが普及事業である。特に特徴的であると思われる主催事業と連動した普及活動事業について言及したい。

芸術文化センターでは、制作過程や事業内容について観客が理解を深め楽しめるものとするために、公開リハーサル、主催事業にちなんだ専門家・演出家等のレクチャー・トークや記念イベント、ワークショップ、さらに一般対象にふだん目にする事の出来ない劇場の舞台裏や舞台機構・公演準備作業などを案内するバックステージツアーを開催している。また情報コーナー「ポッケ」で主催事業に関連した企画展示を行うなどしている。

こういった普及活動が、潜在的な客層を掘り起こし、裾野の拡大につながり、会員数 60,320 人（平 20・9 月末）という数字や、リピーター率につながっているとも考えられる。

(4) その他

① 人材育成

芸術文化センターでは、舞台技術関係とアートマネジメント関係の人材育成を行っている。この背景には、主催事業と連動した普及活動によるファンとのつながり、センターと地元商店街が一体となって地域の賑わいを創出する地域連携など、センターの展開する新たな試みを実践していく人材を育成する狙いがある。すでに、アートマネジメント研修経験者がセンターのスタッフとして普及活動・地域連携事業のイベントスタッフとして携わるという取り組みが実践されている。

② 地域連携・にぎわいづくり事業

芸術文化センターの開館を機に、2006年4月、センターを核とした地域全体の振興発展を目的に、アクタ西宮振興会、にしきた商店街、芸術文化センターが中心となって、西北活性化協議会が設立された。市内の大学生、周辺の自治会等の参加も得て、公演関連イベント、開館記念イベント、クリスマス・イベントなど様々なイベントを開催し、そのイベント数・参加者数も年々増加するなど、地域のにぎわいづくりに貢献している。これは「観客の約6割が公演前後に周辺などで飲食・ショッピング」「周辺の商店の約半数では公演日に売上・集客が増加」⁷などセンターの地域への経済波及効果と相乗して生まれてきた動きであるが、こういったセンターと地元商店街の地域活性化への取組は、地域の社会的・経済的評価の向上、開発ポテンシャルの向上につながるという指摘がされている⁸。

4. 今後の課題

センターでは2005年～2007年の開館記念期間3年間の総括⁹の際、今後の目標として

- ① 安全安心、ホスピタリティーを基調に
- ② ソフト・ハード（事業展開・施設管理）一体・長期・安定的運営のしくみを確立し
- ③ 経営効率を一層高めて、新たなる挑戦を続け、活動の充実・安定を図り
- ④ 『愛され親しまれ』続けるセンター（心の栄養・元気の源）を目指したい

としている。この④にあるようなサービス精神の旺盛さ、観客に働きかけるコミュニケーション力の高さがセンターの特徴づくり、魅力にもつながっているのだろう。舞台芸術の魅力を観客に「平明に」アピールすることによって、潜在的な客層を開拓する、という芸術文化センターの今後のさらなる展開を期待したい。

⁷ 株式会社日本総合研究所「兵庫県立芸術文化センターの整備・運営による経済波及効果調査結果」（2007年11月）

⁸ 同上

⁹ 兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間3年間の総括』（2008年7月）

参考資料一覧

- 資料1 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例
(兵庫県法規データベース=https://www3.e-reikinet.jp/hyogo/dlw_reiki/reiki.htmlより)
- 資料2 兵庫県立芸術文化センター管理規則
(兵庫県法規データベース=https://www3.e-reikinet.jp/hyogo/dlw_reiki/reiki.htmlより)
- 資料3 開館以来の来館者総数
- 資料4 運営組織

兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 16 号

兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 芸術文化の創造と交流を国内外にわたり推進するとともに、舞台芸術を鑑賞し、又は創作し、発表する機会を提供して、広く文化の振興を図る拠点とするため、兵庫県立芸術文化センター（以下「センター」という。）を置く。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、西宮市高松町とする。

(業務)

第 3 条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 舞台芸術の企画、制作及び公開その他の活動を行うこと。
 - (2) 舞台芸術のための専属の交響楽団及び芸術家の集団による公演その他の活動を行うこと。
 - (3) 舞台芸術に関する講演会、研修会等を開催すること。
 - (4) 舞台芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
 - (5) 舞台芸術を鑑賞し、創作し、及び発表するために施設を県民の利用に供すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務
- 2 知事は、センターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(利用の許可)

第 4 条 別表に掲げるセンターの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) センターの設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的にセンターの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) センターの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

資料 1

第 6 条 センターの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第 7 条 知事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(利用料金)

第 8 条 第 4 条の規定により [別表](#) に掲げるセンターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、[別表](#) に定める基準額に 0.5 を乗じて得た額から当該基準額に 1.5 を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

資料 1

別表 (第 4 条、第 8 条関係)

施設	区 分		基 準 額						備 考	
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで		
大ホール	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合又は入場料等(3,000円を超えるものに限る。)を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	円 170,000	円 270,000	円 330,000	円 440,000	円 600,000	円 670,000	1 知事が開館時間を変更した場合において、大ホール、中ホール及び小ホールを9時までの時間又は22時からの時間に利用するときの1時間当たりの額は、それぞれ9時から12時までの利用又は18時から22時までの利用に係る左欄に掲げるそれぞれの額の1時間当たりの額の10分の13の額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。	
		平日に利用する場合	130,000	210,000	270,000	340,000	480,000	530,000		
	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	250,000	400,000	500,000	650,000	900,000	1,000,000		
		平日に利用する場合	200,000	320,000	400,000	520,000	720,000	800,000		
	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合又は入場料等(3,000円を超えるものに限る。)を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	70,000	110,000	130,000	180,000	240,000	270,000		2 知事が認める日において大ホールを15時から17時まで利用する場合の額は、13時から17時までの利用に係る左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
		平日に利用する場合	50,000	90,000	110,000	140,000	200,000	210,000		

資料 1

	3,000 円を超える 入場料等を徴収す る場合	土曜日、日 曜日及び 休日に利 用する場 合	100,000	160,000	200,000	260,000	360,000	400,000	3 大ホール、中 ホール及び小ホ ールを練習、準備 又は後始末のため に利用する場合 の額は、左欄に 掲げるそれぞれ の額の 10分の7 の額とする。4 知事が開館時間 を変更した場合 において、スタジオ を 22 時から 23 時 30 分まで 利用する場合の 額は、18時から 22 時までの利用 に係る左欄に掲 げるそれぞれの 額の 1 時間当た りの額の 2 分の 3 の額とする。
		平日に利 用する場 合	80,000	130,000	160,000	210,000	290,000	320,000	
小 ホ ー ル	入場料その他これ に類するもの（以 下「入場料等」と いう。）を徴収しな い場合又は入場料 等(3,000 円を超え ないものに限る。)を 徴収する場合	土曜日、日 曜日及び 休日に利 用する場 合	33,000	53,000	67,000	86,000	120,000	133,000	5 1又は4により 算出した額に、 100 円未満の端 数が生じたとき は、切り捨てる。6 「休日」とは、国民 の祝日に関する 法律(昭和 23 年 法律第 178 号)に 規定する休日を いう。
		平日に利 用する場 合	27,000	43,000	53,000	70,000	96,000	107,000	
	3,000 円を超える 入場料等を徴収す る場合	土曜日、日 曜日及び 休日に利 用する場 合	50,000	80,000	100,000	130,000	180,000	200,000	
		平日に利 用する場 合	40,000	64,000	80,000	104,000	144,000	160,000	
ス タ ジ オ	A		1,800	2,800	3,500	4,600	6,300	7,000	
	B		1,000	1,600	2,000	2,600	3,600	4,000	
	C		500	800	1,000	1,300	1,800	2,000	
リ ハ ー サ ル 室	A	土曜日、日 曜日及び 休日に利 用する場 合	12,000	18,000	23,000	30,000	41,000	46,000	
		平日に利 用する場 合	9,000	15,000	18,000	24,000	33,000	37,000	

資料 1

	B	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	1,800	2,800	3,500	4,600	6,300	7,000	7 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
		平日に利用する場合	1,400	2,200	2,800	3,600	5,000	5,600	
付属施設		別の規則で額を定める。							

資料 2

兵庫県立芸術文化センター管理規則

平成 17 年 4 月 28 日

規則第 55 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日規則第 75 号

兵庫県率芸術文化センター管理規則をここに公布する。

兵庫県立芸術文化センター管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年兵庫県条例第 16 号。以下「条例」という。）](#)[第 9 条](#)及び[公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成 16 年兵庫県条例第 2 号）](#)[第 4 条](#)の規定に基づき、兵庫県立芸術文化センター（以下「センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 センターの休館日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることがある。

(開館時間)

第 3 条 センターの開館時間は、9時から 22時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第 4 条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされているセンターの施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) センターの施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第 9 条第 1 項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、センターの管理上必要な係員の指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用の許可の申請)

第6条 [条例第4条](#)の規定によりセンターの施設を利用しようとする者は、兵庫県立芸術文化センター利用許可申請書 ([様式第1号](#)。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、駐車場を利用する場合にあっては、利用しようとするときに係員にその旨を口頭で申し出ることをもって足りる。

2 利用許可申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、舞台芸術の公演等のために施設を利用しようとする場合であって知事が特に必要があると認めるとき又は知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 大ホール、中ホール及び小ホールを利用する場合並びにリハーサル室を大ホール、中ホール又は小ホールと同時に利用する場合 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日
- (2) スタジオ及びリハーサル室を利用する場合 (前号に該当する場合を除く。) 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日

3 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、[条例第4条](#)の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、[条例第4条](#)の許可を決定したときは、兵庫県立芸術文化センター利用許可書 (以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。ただし、駐車場の利用の許可を決定したときは、駐車券を当該利用しようとする者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

第 9 条 [条例第 4 条](#)の許可を受けたセンターの施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第 10 条 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の開始前に利用の内容を変更しようとするときは、兵庫県立芸術文化センター利用内容変更承認申請書 ([様式第 2 号](#)。以下「利用内容変更承認申請書」という。) に、既に交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第 8 条第 1 項本文及び第 2 項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名 (法人及び団体にあつては、所在地又は名称) を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(附属設備の利用料金の基準額)

第 11 条 [条例](#)別表の規定により、別に規則で定める額は、[別表](#)に定めるとおりとする。

(管理)

第 12 条 [条例](#)及びこの規則に基づく知事の権限のうち、[条例第 8 条第 3 項](#)及び[第 4 項](#)並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、[条例第 7 条](#)に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) が行うものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 30 日規則第 75 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

資料 2

別表 (第 11 条関係)

付属設備			基準額	
ホールセット	舞台設備セット	オーケストラAセット	1式につき	34,000 円
		ひな壇	1式	
		指揮台	1台	
		指揮者用譜面台	1台	
		演奏者用譜面台	1式	
		演奏者用いす	1式	
		音響反射板	1式	
		音響反射板ライト	1式	
		オーケストラBセット	1式につき	6,000 円
		指揮台	1台	
	指揮者用譜面台	1台		
	演奏者用譜面台	1式		
	演奏者用いす	1式		
大ホール	音響設備Aセット	音響設備Aセット	1式につき	25,000 円
		主調整卓	1台	
		常設スピーカー	1式	
		移動式スピーカー	1式	
		再生機器・周辺機器	1式	
	音響設備Bセット	音響設備Bセット	1式につき	14,000 円
		主調整卓	1台	
		常設スピーカー	1式	
	照明設備Aセット	照明設備Aセット	1式につき	60,000 円
		調光卓	1式	
フロントサイドライト		1式		
シーリングライト		1式		
照明設備Bセット	照明設備Bセット	1式につき	36,000 円	
	(合計 220 キロワット以内)			
	調光卓	1式		
	フロントサイドライト	1式		
	シーリングライト	1式		
照明設備Cセット	照明設備Cセット	1式につき	15,000 円	
	(合計 100 キロワット以内)			

資料 2

		調光卓 1 式	
		フロントサイドライト 1 式	
		シーリングライト 1 式	
		地明かりスポットライト(50 キロワット 以内) 1 式	
		照明設備Dセット (合計 80 キロワット以内)	1 式につき 12,000 円
		調光卓 1 式	
		フロントサイドライト 1 式	
		シーリングライト 1 式	
		地明かりスポットライト(30 キロワット 以内) 又は天井反射板ライト 1 式	
		コンダクタースポットライト 1 式	
中ホール		音響設備Aセット	1 式につき 25,000 円
		主調整卓 1 台	
		常設スピーカー 1 式	
		移動式スピーカー 1 式	
		再生機器・周辺機器 1 式	
		音響設備Bセット	1 式につき 14,000 円
		主調整卓 1 台	
		常設スピーカー 1 式	
		照明設備Aセット	1 式につき 40,000 円
		調光卓 1 式	
		フロントサイドライト 1 式	
		シーリングライト 1 式	
		水平ライト 1 式	
		照明設備Bセット (合計 100 キロワット以内)	1 式につき 22,000 円
		調光卓 1 式	
		フロントサイドライト 1 式	
		シーリングライト 1 式	
		水平ライト 1 式	
		照明設備Cセット (合計 40 キロワット以内)	1 式につき 10,000 円
		調光卓 1 式	
		フロントサイドライト 1 式	

資料 2

		シーリングライト	1 式	
		照明設備Dセット (合計 10 キロワット以内)		1 式につき 2,000 円
		スポットライト	1 式	
		フラッドライト	1 式	
	小ホール	音響設備セット		1 式につき 10,000 円
		主調整卓	1 台	
		常設スピーカー	1 式	
		照明設備Aセット		1 式につき 5,000 円
		常設機材(30 キロワット以内)	1 式	
		照明設備Bセット (合計 10 キロワット以内)		1 式につき 2,000 円
	スポットライト	1 式		
	フラッドライト	1 式		
舞台設備	所作台		1 式につき 10,000 円	
	能舞台		1 式につき 14,000 円	
	花道		1 式につき 10,000 円	
	平台 (スチールデッキ含む。)		1 式につき 3,000 円	
	日舞囲い		1 式につき 1,500 円	
	バレエマット		1 式につき 6,000 円	
	幕類		1 式につき 2,000 円	
	遮音パネル		1 式につき 2,400 円	
	大ホールオーケストラピット (コンダクターライト含む。)		1 式につき 15,000 円	
	中ホールオーケストラピット (コンダクターライト含む。)		1 式につき 5,000 円	
	電動移動式デッキ		1 式につき 10,000 円	
	電動移動式せり		1 台につき 5,000 円	
	移動式点つり		1 台につき 2,200 円	
	組立式足場		1 式につき 1,300 円	
楽器	グランドピアノ (A)		1 台につき 13,000 円	
	グランドピアノ (B)		1 台につき 8,000 円	
	グランドピアノ (C)		1 台につき 3,000 円	
	アップライトピアノ		1 台につき 1,000 円	
	チェンバロ		1 台につき 10,000 円	
	オルガン		1 台につき 5,000 円	
音響設備	3点つりマイク装置		1 式につき 2,500 円	

資料 2

	1点つりマイク装置		1式につき	1,000円	
	再生機器（テープレコーダー、コンパクトディスクプレーヤー、デジタルオーディオテープレコーダー等）		1台につき	2,000円	
	周辺機器（ディレイマシン、イコライザー、マルチエフェクター等）		1台につき	1,000円	
	大型移動式スピーカーシステム		1式につき	3,200円	
	移動式スピーカーセット		1式につき	2,000円	
	移動式調整卓（A）		1台につき	7,000円	
	移動式調整卓（B）		1台につき	2,000円	
照明設備	照明設備（合計10キロワット以内）		1式につき	2,500円	
	HMI スポットライト		1式につき	3,800円	
	ピンスポットライト		1台につき	2,900円	
	ムービングライト		1台につき	1,600円	
	効果機材（波マシン、虹マシン、炎マシン等）		1台につき	1,400円	
	プロジェクター		1台につき	6,000円	
	移動式調光卓		1式につき	3,500円	
その他	ドライアイスマシン		1式につき	2,200円	
	フォグマシン		1式につき	2,200円	
	持込み電気器具用電源設備	1式につき	10,000円	1式につき	5,000円
			10,000円	1式につき	10,000円
		1式につき	10,000円	1式につき	50,000円
			10,000円	1式につき	10,000円
			10,000円	1式につき	15,000円
			10,000円	1式につき	20,000円
			10,000円	1式につき	25,000円
			10,000円	1式につき	50,000円
10,000円			1式につき	50,000円	
	音響器具及び照明器具以外の器具を持ち込む場合		10キロワットにつき	2,000円	
駐車場			1台1時間につき300円。ただし、センターの利用者が利用する場合にあっては、4時間までは1台1時間につき150円とする。		

- 備考 1 駐車場以外の附属設備（以下「舞台設備等」という。）を利用する場合の基準額は、9時から12時まで、13時から17時まで又は18時から22時までのそれぞれの間の利用における額とする。
- 2 知事が開館時間を変更した場合において、9時までの時間又は22時からの時間に舞台設備等を

資料 2

利用するときの1時間当たりの額は、基準額の欄に掲げるそれぞれの額の40分の13の額とする。
この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

- 3 知事が認める日において大ホールの舞台設備等を15時から17時まで利用する場合の額は、基準額の欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
 - 4 練習、準備又は後始末のために舞台設備等を利用する場合の額は、基準額の欄に掲げるそれぞれの額の10分の7の額とする。
 - 5 2により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
 - 6 持込み電気器具用電源設備を利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、音響器具及び照明器具以外の器具を持ち込む場合にあっては、当該定格消費電力量の合計量に10キロワットに満たない端数があるときは、これを10キロワットとする。
 - 7 駐車場の利用時間は、休館日以外の日の7時から24時までとし、駐車時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 一部改正〔平成17年規則75号〕

様式第 1 号

(第 6 条—第 8 条関係)

兵庫県立芸術文化センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

利用の 目的	行事の名称	
	行事の内容	
利用の日時	<p>年 月 日 () 時から (日 時間) 年 月 日 () 時まで</p> <p><input type="checkbox"/>練習、準備 利用の開始から 年 月 日 時まで <input type="checkbox"/>後始末 年 月 日 時から利用の終了まで</p>	
利用する施設の名称		
利用人員		
入場料等	<input type="checkbox"/> 有料 (最高額 円) <input type="checkbox"/> 無料	
附属設備		
備考		

注 については、該当するものに「✓」を記入すること。

様式第 2 号

(第 10 条関係)

兵庫県立芸術文化センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

変 更 の 内 容	事 項		変 更 前	変 更 後
	利用の 目的	行事の名称		
行事の内容				
利 用 の 日 時	利用の日時		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (日 時間)	年 月 日 時から 年 月 日 時まで (日 時間)
	利用する施設の名称			
	入 場 料 等			
	附 属 設 備			
変 更 の 理 由				

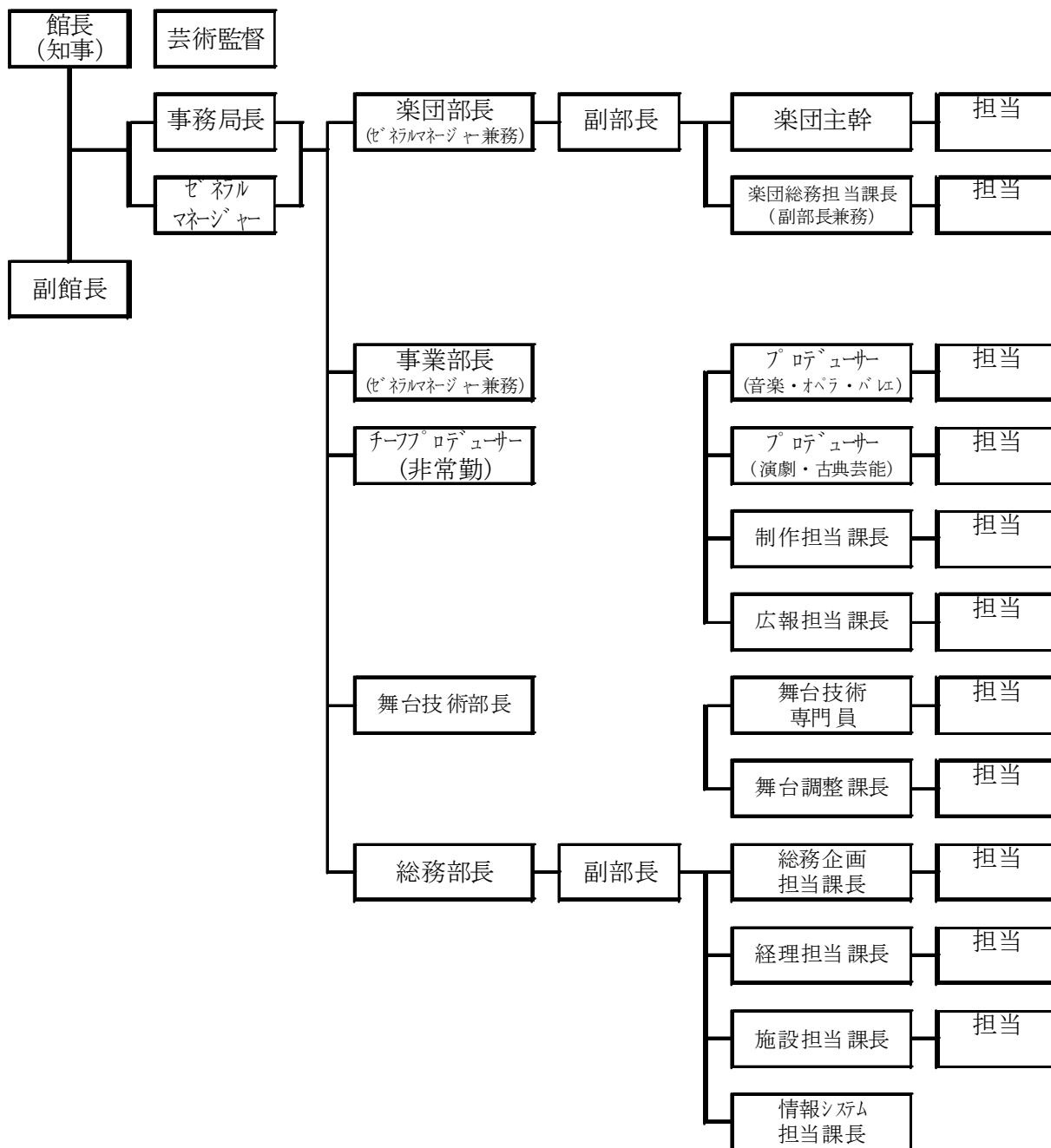
資料 3

開館以来の来館者総数¹⁰

項目	2005年度	2006年度	2007年度	計
①公演入場者数(人)	151,809	494,746	536,709	1,183,264
(内訳)				
自主事業	151,809	325,879	349,102	826,790
貸館事業	0	168,867	187,607	356,474
大ホール	93,430	322,744	341,933	758,107
中ホール	35,266	97,795	113,553	246,614
小ホール	23,113	74,207	81,223	178,543
②各種来館者数(人)	207,051	295,635	305,552	808,238
①+②来館者総数	358,860	790,381	842,261	1,991,502
県内外公演 ・イベント参加者数(人)	32,545	42,490	13,485	88,520
合計	391,405	832,871	855,746	2,080,022

¹⁰ 兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間3年間の総括』(2008年7月)

運営組織



職員構成

<職員数>

県派遣	プロパー等	計
12	39	51

※館長、芸術監督を除く。

(2008年9月)